

タイトル	書評 北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』
著者	手塚, 薫; TEZUKA, Kaoru
引用	年報新人文(07): 380-385
発行日	2010-12-25

北海道大学アイヌ・先住民研究センター 編

## 『アイヌ研究の現在と未来』

(北海道大学出版会 二〇一〇年)

手塚 薫

二〇〇七年四月に開設された北海道大学アイヌ・先住民研究センターによって刊行された記念すべき叢書の第1巻がこの書である。

「北海道大学アイヌ・先住民研究センター」は、北海道大学とアイヌ民族との歴史的経緯を踏まえ、民族の尊厳を尊重しつつ、アイヌを始めとする先住少数民族に関する全国的・国際的な研究教育を実施する共同教育研究施設として設置された。この機関は、多文化が共存する社会において、とくにアイヌ・先住民に関する総合的・学際的研究に基づき、それらの互恵的共生に向けた提言を行うとともに、多様な文化の発展と地域社会の振興に寄与することを活動の目的として掲げている。

また、いわゆるアイヌ文化振興法の制定以降、「アイヌ

政策のあり方に関する有識者懇談会」によって方向性が示された国の総合的な先住民政策を推進する事実上唯一の国立の研究施設としての地歩を固めつつあるところでもある。

本書冒頭で「序」を担当した文化人類学者桑山も述べているように、北海道大学に対するアレルギーがアイヌのことに旧世代の人々の間に満ちていることは周知の事実である。北海道大学には、医学部によって戦前から戦後にかけて学術研究の名のもとに北海道、樺太、千島で発掘されたアイヌ人骨一〇〇四体が保管されていることが、北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）の再三の問い合わせによってようやく公表されたのは比較的最近のことであり、今なおその人骨の大半がアイヌ側の訴えと譲歩の果てに建設された大学構内の「納骨堂」で保管されている<sup>1)</sup>。同センターの開設記念式典で常本センター長が「北大の歴史には殖民政策の先駆けとして始まったという側面があることは否定できず、その後の歴史の中にも、大学としての基本姿勢が問われる問題があったことは事実です。これらの経験を深く記憶に刻み、そのうえで、多くの民族がお互いに

理解し合い、支え合って共生できるような未来に向けた活動を進めていくのが当センターの責務ではないか」と述べている。そのような経緯を抱える大学にアイヌ民族との連携を旨とする研究機関が設立される裏には皮肉な運命めぐり合わせと政治的な妥協の香りを感じなくもないが、「負の遺産」を今後の糧に変えてアイヌ社会との新しい共生の第一歩を歩み出したことは素直に評価したい。

さて、アイヌ研究の現状と未来を俯瞰する刺激的なタイトルを冠する本書は、二〇〇八年六月と二月に同センターの主催によって行われた二つのシンポジウムにおける報告とコメントがもとになっている。評者は初回のシンポジウムにしか出席していないが、会場は多くの聴衆で埋まり、近年の同種の講演会にもみられない熱気と設立して間もない同センターに対する期待の大きさとが交錯して一種異様な雰囲気があったよっていたことを思いだす。

本書の構成は以下のとおりである。

## 序 桑山敬己

### 第1章 歴史学

報告 これからのアイヌ史研究にむけて 榎森進

コメント 自己を省察するための当事者性 新井か

おり

コメント 「アイヌ史」の構築をめぐる 谷本晃久

### 第2章 考古学

報告 「アイヌ考古学」の歩みとこれから 佐藤孝雄

コメント 岩屋(シラッチセ)の保護と伝承 谷上隆

解説 アイヌ研究において考古学の果たすべき役割

とは何か 加藤博文

### 第3章 形質人類学

報告 アイヌと縄文人 百々幸雄

コメント アイヌ研究者との対話と協力 貝澤和明

コメント アイヌ人骨研究の過去と未来 マーク・

ハドソン

### 第4章 法律学・政治学

報告 先住民族の権利に対するアプローチの仕方

佐々木雅寿

コメント 「先住民族の権利に関する国連宣言」を

受けて 阿部ユボ

コメント 先住民をめぐる政治の重層性について

辻康夫

解説 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の

採択とその意義 常本照樹

論文 アイヌ文化振興法の意義とアイヌ民族政策の

課題 常本照樹

## 第5章 文化人類学

報告 文化人類学はなぜアイヌを忌避したか 佐々

木利和

コメント アイヌについての先住民研究 野本正博

コメント 「アイヌ研究」について 本田優子

論文 研究する側とされる側 岩崎まさみ

## 第6章 言語学

報告 アイヌ語の復興とアイヌ語研究 佐藤知己

コメント アイヌ語研究に想う事 太田カムシオッ

カイ満

コメント 少数民族言語の研究と復興 津曲敏郎

## 資料

## 著者紹介

報告者一人の発表に対し、一人は専門家でもう一人はアイヌによる二人のコメントターの意見が寄せられるのが基本構成となっている。コメントターに研究の対象の側にいるアイヌ民族も加わっていることが、本書で討論されるテーマの内容を双方化し、立体化することに成功してい

る。このシンポジウムでは直接発表の機会がなかったものの、編集の過程で必要とされ、報告内容をより詳細に説明したものを「解説」として組み込み、別のシンポジウムで発表され、本書と内容的に密接にかかわるものを「論文」として所収しているなど、意欲的な編集がなされている。

一見してわかるとおり、研究テーマは人文科学から自然科学と多岐にわたり、研究者やコメントターの顔ぶれも多彩である。本書を徹底するような全体の統一テーマが掲げられ、それを多方面から論究するといった形態をとっていないために本書を論評することは容易ではない。しかしながら、本書を貫いているのは次のような自覚である。すなわち、非アイヌ研究者がアイヌ研究をアイヌ民族の意向を踏まえずして自由に行える時代は遠くに過ぎ去り、アイヌ自身の利益になることを常に意識しながらアイヌ研究の成果をあげなければならない段階に入ったということである。北米ではすでに、人類学者が先住民族の居住する地域へ気ままに乗り込んで調査を実施し、その成果を一方的に公表することがかなわなくなっている現状や、博物館における先住民族に関する表象が、先住民族の同意なしに成立しないことが一般化していることに照らせば、日本でもようやくそうした状況に達したとみることもできる。こうし

た論調は、本書のいたるところで目につく。たとえば第1章で榎森は、これまでのアイヌ民族の歴史に関する研究は和人によって行われてきたが、今後はアイヌ民族の研究者と和人の研究者との共同研究をより積極的に推進すべきだと明言している。そうしなければ、アイヌ民族の立場に立った内容の濃いアイヌ民族の歴史を研究することが困難だからという。また、アイヌ民族に関する展示を行っている博物館では、必ずアイヌ民族との共同研究を行い、その研究成果をもとに展示を行うべきと提言している。それに異を唱えるつもりはないが、評者自身が北米で見聞したこと、鑑みるならば、自由な研究課題を設定できないことや、学術研究に基づく成果を先住民側の神話や伝承に由来する独自の解釈や宗教的心情によって意に沿わない方向に修正を余儀なくされる局面が増えることも予想され、その葛藤に耐えるためにはよほどの覚悟が必要になるう。

調査される側への配慮を重視するためには、研究倫理の策定や先住民の直接的な利益につながる調査の実践が志向されることになる。第2章で加藤は、アイヌのためにならない研究を厳しく批判し、ハドソンは、自然人類学は人間社会に積極的に関わるスタンスが常に求められていると訴えている。このように理念を口にすることはたやすいが

実践に移すことは難しい。第5章で岩崎は、人間を対象とした研究に関し策定されたカナダの明確な調査倫理、その一部を紹介すると「研究対象者が調査結果の利益を受けること」、「調査結果が特定の集団や社会全体に利益をもたらすこと」を基に、平取ダム建設予定地で調査地域の住民が主体的に調査に関わる仕組みを整え、さらにはアイヌと共同で調査倫理を策定する画期的な調査手法を確立した。明文化された基準と手続きにのっとって調査が進行する日本で初の試みのひとつに挙げることができよう。研究する側と調査される側が一体化して、互いの信頼関係を醸成して調査に臨むことの利点は大きい。第5章で佐々木がいみじくも語っているように、アイヌの人々からの聞き取りによる調査報告には不正確さがつきまといがちであり、それを克服するには結局のところ双方の合意、対等な立場で互いに敬意を払い合う以外の方法は考えられないからである。

岩崎はカナダ・マギル大学の「先住民の榮譽と環境に関する研究所 (INIE)」と共同でアイヌ民族の文化的健康の回復を主目的とする応用人類学的な調査も実践している。こうした調査される側の直接的な利益につながる研究が現地の社会に受け入れられやすい一方で、形質人類学の分野では、先史・古代人とアイヌの類縁性を論じるような

研究成果が数多く生産され続けており、誤解が生じやすい。第3章の百々による「アイヌと縄文人」という報告でも、北東北の古代人が北海道アイヌや東日本縄文人に類似するという結論が示され、文化的な異同と形質的なそれは本来別次元のものであるのに、一般の人たちにアイヌの帰属意識や古い居住範囲との関連で受けとめられてしまう危険性を払拭し切れていない。現にコメンテーターの一人も、そのような解釈に寄り添っている。

先住民の要望を受け入れた調査例としては、第2章で民族考古学者佐藤が、アイヌのクマ送り儀礼が実施されてきた近現代の岩陰遺跡の実例を紹介している。条件は、ヒグマの骨をはじめ調査で持ち出した資料は調査後現地に戻すこと、および歴史的に女性の立ち入りが禁じられてきた聖地ゆえに、調査は男性のみに限定することの二点であった。クリアが簡単そうに見えても実現するのは容易ではない。現代の大学による学生が主体となる調査では、女性の参画はごく日常的な風景であり、本人たちにもどのように納得してもらおうのかが焦点となろう。それにもまして事態を複雑にしているのは、この聖地に入出入りしていた人物はアイヌにとどまらず、アイヌ猟師と行動を共にし、その世界観に共感した少なからぬ和人も含まれ、アイヌ文化に立脚

した儀礼行為を行ってきた事実である。佐藤は、こうした現象はエコロジカルな狩猟採集民に立脚したアイヌ文化像を想定して、近世以前の遺跡に適用しようとする場合には、耳障りなノイズとして忌避されがちであるが、異文化交流やアイヌ文化の越境性を物語る重要な歴史的事実として尊重すべきであると述べている。J・クリフォードも「純粋な文化」が過去に存在し、それが外部からの影響によって失われつつあると捉える叙述スタイルを「エントロピックな語り口」として断罪している<sup>20</sup>。しかし佐藤は、流布された一般イメージや「真正性」、「原始性」をあつさり否定することがアイヌ自身にとっては必ずしも心地よいものではないことにも注意を喚起している。この点十分心しておきたい。

第4章では、法律の専門家の立場からアイヌ文化振興法の意義を扱った常本や「先住民の権利に関する国際連合宣言」やカナダにおける先住民の地位と権利の変遷からアイヌの権利保障のアプローチを考察しようとした佐々木の論考は、今後のアイヌ民族政策の推進にも少なからぬ影響を与えよう。アイヌ文化の振興に特化したアイヌ文化振興法ではカバーしきれない衣食住をはじめ、政治的・経済的な権利の回復が図られるような施策が今後追及されるべ

きであろう。

最後に第6章で議論された言語の復興について述べることにしたい。アイヌ語の場合、自由に会話をすることのできる話者の数はきわめて少数であり、「絶滅の危機」に瀕した言語であるといっても過言ではないだろう。幸いアイヌ語研究の専門家たちの努力によって復興の兆しは見え始めてはいるものの、その前途には幾多の困難が予想される。アイヌ語研究者がやっている研究は非常に個別特殊なものであり、アイヌ語の復興にすぐに資するわけではないと述べた佐藤の発言の重みをしっかりと受け止め、そこから今何が本当に求められているのかを真剣に議論すべきときがきている。

(てつ)か かおる・北海学園大学准教授

[註]

(1) 植木哲也「児玉作左衛門のアイヌ頭骨発掘(1)」『苫小牧駒沢大学紀要』第14号、二〇〇五年、11-27頁。

(2) Clifford James *The Predicaments of Culture*.

Cambridge, Harvard University Press, 1988, P. 17.